

農地集約化促進事業の配分基準

令和 8 年 7 月 24 日 制定
新潟県農林水産部

本県の認定農業者等の担い手育成及び担い手への新たな農地利用の集積・集約化を進めるため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別記 2 の第 9 の 3 に基づき、農地集約化促進事業の配分基準を次のとおり定める。

第 1 交付対象の選定方法

国から配分される予算の範囲内で交付するものとし、配分の優先順位は次の順とする。

1 集約化加速タイプ

(1) 大規模集約タイプ

ア 団地面積割合が高い交付申請希望地域から優先順位を付けて配分する。

イ アが同率の場合は、交付対象面積が大きい地域から順に優先順位を付けて配分する。

(2) 誘致団地創出タイプ

(1)と同様の方法で優先順位を付けて配分する。

(3) 基本タイプ

(1)と同様の方法で優先順位を付けて配分する。

2 地域集約化実現タイプ

(1) 交付対象地域が中山間地域である地域

ア 機構活用率の高い交付申請希望地域から優先順位を付けて配分する。

イ アが同率の場合は、交付対象面積が大きい地域から優先順位を付けて配分する。

(2) 交付対象地域に一般地域と中山間地域が混在する地域

ア 地域の農地面積に占める中山間地域の割合が高い交付申請希望地域から優先順位を付けて配分する。

イ アが同率の場合は、中山間地域の機構活用率の高い順に優先順位を付けて配分する。

ウ イが同率の場合は、中山間地域の交付対象面積が大きい地域から優先順位を付けて配分する。

(3) 交付対象地域が一般地域である地域

(1)と同様の方法で優先順位を付けて配分する。

第 2 その他

この基準は令和 8 年 7 月 24 日に制定し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。